

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月17日

富士通株式会社  
取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木洋二 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士 持永勇一 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士 角田伸理之 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士 唐木秀明 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、富士通株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第106期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い富士通株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

- ・ 会計方針の変更2. に記載のとおり、会社は一定期間、無償の修理・交換を行う製品（HDD他）の当該修理・交換に係る費用について、当営業年度より、実際に修理・交換を行った時点の販売費及び一般管理費として処理する方法から、過去の実績を基礎として算出した見積額を販売時点の売上原価に計上し、製品保証引当金を計上する方法に変更した。この変更は対象となる製品の販売台数の増加や一部製品の保証期間の長期化により将来の修理・交換費用の重要性が高まる中で、将来の修理・交換費用を合理的に見積もる体制が整備されたことから、費用・収益の対応をより適切に行うための変更であり、相当と認める。
- ・ 同3. に記載のとおり、会社はソフトウェアの開発契約に係る収益認識基準について、当営業年度より、検収基準から進行基準に変更した。この変更はプロジェクトのリスク管理の必要性が高まっている中で、当営業年度にプロジェクトの進捗状況を随時把握し、適時に業績に反映させられる管理体制が整備されたことから、開発中のプロジェクトに係る損益をより適正に期間損益に表すための変更であり、相当と認める。
- ・ 同4. に記載のとおり、会社は英国の連結子法人等である Fujitsu Services Holdings PLC（その連結子法人等を含む）の採用する会計処理基準について、当営業年度より、英国基準から国際財務報告基準に変更した。この変更は事業規模や事業内容の公共性を考慮し、欧州の上場企業に合わせるための変更であり、相当と認める。
- ・ 同5. に記載のとおり、会社は英国の連結子法人等である Fujitsu Telecommunications Europe Limited の未認識退職給付債務について、当営業年度より、負債計上した。この変更は英国の退職給付に係る会計処理基準の変更に伴う変更であり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上